渋民運動公園 野球場 使用料金表

区分			使用料			
			土曜日及び休日		その他の日	
			1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに
料金を徴収しない場合	アマチュア野球に使用する場合	一般	520円	3,360円	310円	2,000円
		高等学校生徒以下の者	260円	1,680円	150円	1,000円
	その他の催しに使用する場合		1,360円	8,730円	1,050円	6,720円
料金を徴収する場合	アマチュア野球に使用する場合	一般	1,680円	10,740円	1,040円	6,720円
		高等学校生徒以下の者	840円	5,370円	520円	3,360円
	その他の催しに使用する場合		使用する日ごとにその日の最高入場料の		使用する日ごとにその日の最高入場料の	
			100人分に相当する額(その額が63,000		100人分に相当する額(その額が52,500	
			円に満たない場合は, 63,000円)		円に満たない場合は, 52,500円)	

◆備考

- 1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい, 「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。以下同じ。
- 2 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 3 「1日」とは,午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。